

## 日本繊維産業連盟「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準」④

日本繊維産業連盟が発表した「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準」の概要を紹介する4回シリーズの最終回です。前半2回が規制内容について、そして後半2回では基準遵守の方策を取り上げました。

不使用宣言書や分析証明書は、当該素材と紐つけされることで実効性が担保されます。さらに、それを確実にするため、「各種書面の導入と活用を図ること」としています。

★ 本シリーズ/バックナンバー [2012.7「自主基準①」](#) [2012.9「自主基準②」](#) [2012.11「自主基準③」](#)

### 8. 不使用宣言を担保する各種書面

#### ①取引契約書(発注者・受注者双方の合意)

- ◆発注者と受注者の間で、安全性担保策に関する役割、違約の場合の取り決めを約定するもの
- ◆不使用宣言または分析証明を盛り込んだ内容とし、取引の双方の当事者間で事前に確認するもの

当事者双方が「善良なる管理者の責任を果たす」ことを了解している証拠となる。

#### ②調達基準書(発注者→受注者)

- ◆取引契約書での取り決めにおける、発注者側の要望を明示し、発注者の仕入れ調達基準とする
- ◆内容としては、「自主基準での対象物質」「証明書を有効とするための、受注者への要望」からなる

発注者は、受注者へ事前に明示、提出する必要がある。

#### ③不使用宣言書(受注者→発注者)

- ◆染色企業は、使用している染料・顔料について、当該メーカーから入手する対象物質不生成情報をもとに、工場単位での不使用宣言を行う

素材単位での不使用を宣言するもので、発注者に対しては、上記の調達基準書の明示、提出と対をなすものとなる

- ◆中間業者は、「受注者(川上)への、適切な不使用の確認」と「発注者(川下)の承認」があれば、染色工場に直接確認を行わなくても、不使用を証明する書面を発行できる

自社での不使用宣言書発行に代え、染色工場の不使用宣言書の写しを提出することも可能

### 9. 契約者双方での情報共有

- ◆染色企業から不使用宣言書を受領することが、証明書の連鎖の始まりとなる

自社の保有する情報を販売先にも提供し、情報共有を図る。これにより、川下に向かって、順次情報が伝わっていく

- ◆双方の企業内で、素材と証明書の正しい紐付けを励行していく

## アゾ色素の分析料金を改定(値下げ)しました

日本で唯一のエコテックス国際共同体加盟試験機関であるニッセンケンでは、全世界の基準に対応できる特定芳香族アミン 24 物質の分析を行っています。

またこのたび分析料金の改訂を行いましたので、よりご利用いただきやすくなりました。

**分析料金:** 1点当たり 10,000 円 (ポリエステル及びポリエステル混は 15,000 円)

※同一商品であれば、各色3点まで1点として取り扱えます

**割引:** 5点で10%引き、10点で20%引き。それ以上はご相談ください

**納期:** 通常1週間

